

福島県地域公共交通計画の変更について

1 概要

(1) 地域公共交通再構築事業（鉄道）に関する修正

- ・ 会津線及び只見線の鉄道事業再構築実施計画を策定することに伴い、鉄道事業再構築事業の内容を反映。

【p 71 事業 1－3 鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施】

2 計画改正の内容

別紙「新旧対照表」のとおり

ページ	変更後	変更前								
71	<p>■ 事業1-3 地域を支える会津鉄道会津線及び只見線の支援</p> <p>■ 会津鉄道会津線の支援</p> <table border="1" data-bbox="352 1454 1037 2585"> <tr> <td data-bbox="352 2347 394 2585">実施主体</td> <td data-bbox="352 1454 394 2347">会津鉄道株式会社、会津若松市、下郷町、南会津町、県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 2347 1037 2585">内容</td> <td data-bbox="394 1454 1037 2347"> <ul style="list-style-type: none"> ・会津鉄道株式会社は、「鉄道の施設の高制度化と組織体制強化」、「更なる増収・集客対策」、「地域の関係者との協働まちづくり・観光との連携」を取組の重点分野とする令和7年度から令和9年度まで3年間の第8次経営健全化計画に基づき事業を実施するとともに、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組を推進する。 ・沿線市町及び県は、現行の(みなし)上下分離方式を第8次経営改善計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況や会津鉄道株式会社の経営状況に鑑み、これまでと同様の負担割合で「下」部分への支援を拡充する。 ・県は、会津鉄道株式会社の「鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年度から令和16年度までの期間で認定された場合には、会津鉄道株式会社の安全性・利便性の維持向上のための設備更新等に対する支援を行う。 ・会津鉄道経営健全化検討委員会において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や原油価格・物価高騰の影響等を踏まえて適宜計画を見直していく。 </td> </tr> </table> <p>■ 只見線の支援</p> <table border="1" data-bbox="1075 1454 1864 2585"> <tr> <td data-bbox="1075 2347 1117 2585">実施主体</td> <td data-bbox="1075 1454 1117 2347">県、会津17市町村、JR東日本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1117 2347 1864 2585">内容</td> <td data-bbox="1117 1454 1864 2347"> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、只見線の更なる利活用の推進と鉄道を活かした沿線地域の活性化を図るための方向性や10の重点プロジェクト、施策メニューを位置付け、県、沿線自治体、JR東日本、および沿線地域の住民が連携して取り組むための行動指針である令和5年度から令和9年度まで5年間の只見線利活用計画に基づき事業を実施するとともに、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組を推進する。 ・県は、現行の上下分離方式を次期利活用計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況やJR東日本の経営状況に鑑み、安全で安定した運行を行うための施策やJR東日本に対して鉄道施設の費用削減を行う。 ・県は、「鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年度から令和16年度までの期間で認定された場合には、安全性・利便性の維持向上のための設備更新等を実施する。 ・只見線利活用計画において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や原油価格・物価高騰の影響等を踏まえて適宜計画を見直していく。 </td> </tr> </table>	実施主体	会津鉄道株式会社、会津若松市、下郷町、南会津町、県	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会津鉄道株式会社は、「鉄道の施設の高制度化と組織体制強化」、「更なる増収・集客対策」、「地域の関係者との協働まちづくり・観光との連携」を取組の重点分野とする令和7年度から令和9年度まで3年間の第8次経営健全化計画に基づき事業を実施するとともに、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組を推進する。 ・沿線市町及び県は、現行の(みなし)上下分離方式を第8次経営改善計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況や会津鉄道株式会社の経営状況に鑑み、これまでと同様の負担割合で「下」部分への支援を拡充する。 ・県は、会津鉄道株式会社の「鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年度から令和16年度までの期間で認定された場合には、会津鉄道株式会社の安全性・利便性の維持向上のための設備更新等に対する支援を行う。 ・会津鉄道経営健全化検討委員会において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や原油価格・物価高騰の影響等を踏まえて適宜計画を見直していく。 	実施主体	県、会津17市町村、JR東日本	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、只見線の更なる利活用の推進と鉄道を活かした沿線地域の活性化を図るための方向性や10の重点プロジェクト、施策メニューを位置付け、県、沿線自治体、JR東日本、および沿線地域の住民が連携して取り組むための行動指針である令和5年度から令和9年度まで5年間の只見線利活用計画に基づき事業を実施するとともに、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組を推進する。 ・県は、現行の上下分離方式を次期利活用計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況やJR東日本の経営状況に鑑み、安全で安定した運行を行うための施策やJR東日本に対して鉄道施設の費用削減を行う。 ・県は、「鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年度から令和16年度までの期間で認定された場合には、安全性・利便性の維持向上のための設備更新等を実施する。 ・只見線利活用計画において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や原油価格・物価高騰の影響等を踏まえて適宜計画を見直していく。 	<p>■ 事業1-3 鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施</p> <p>(実施主体:鉄道事業者、県、市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の確保・維持に向けて、各鉄道の利活用を推進するとともに、鉄道とバスネットワークの連携強化や、鉄道の安全性の向上に資する設備整備を計画的に実施します。 ・ なお、設備整備に当たっては、JR只見線の会津川口駅～只見駅区間が上下分離されていることに加え、会津鉄道会津線についても、鉄道軌道輸送対策事業費補助金・経営安定化補助金を交付しており、実質的に上下分離(みなし上下分離)されている状況にあることから、沿線地域住民等の意向も確認しながら、鉄道の高度利用に向けて地域公共交通特定事業(鉄道事業再構築事業)の活用を検討します。
実施主体	会津鉄道株式会社、会津若松市、下郷町、南会津町、県									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会津鉄道株式会社は、「鉄道の施設の高制度化と組織体制強化」、「更なる増収・集客対策」、「地域の関係者との協働まちづくり・観光との連携」を取組の重点分野とする令和7年度から令和9年度まで3年間の第8次経営健全化計画に基づき事業を実施するとともに、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組を推進する。 ・沿線市町及び県は、現行の(みなし)上下分離方式を第8次経営改善計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況や会津鉄道株式会社の経営状況に鑑み、これまでと同様の負担割合で「下」部分への支援を拡充する。 ・県は、会津鉄道株式会社の「鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年度から令和16年度までの期間で認定された場合には、会津鉄道株式会社の安全性・利便性の維持向上のための設備更新等に対する支援を行う。 ・会津鉄道経営健全化検討委員会において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や原油価格・物価高騰の影響等を踏まえて適宜計画を見直していく。 									
実施主体	県、会津17市町村、JR東日本									
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、只見線の更なる利活用の推進と鉄道を活かした沿線地域の活性化を図るための方向性や10の重点プロジェクト、施策メニューを位置付け、県、沿線自治体、JR東日本、および沿線地域の住民が連携して取り組むための行動指針である令和5年度から令和9年度まで5年間の只見線利活用計画に基づき事業を実施するとともに、「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、地域にとって、利便性向上、持続可能性確保、生産性向上につながるよう取組を推進する。 ・県は、現行の上下分離方式を次期利活用計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況やJR東日本の経営状況に鑑み、安全で安定した運行を行うための施策やJR東日本に対して鉄道施設の費用削減を行う。 ・県は、「鉄道事業再構築実施計画」について、令和7年度から令和16年度までの期間で認定された場合には、安全性・利便性の維持向上のための設備更新等を実施する。 ・只見線利活用計画において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や原油価格・物価高騰の影響等を踏まえて適宜計画を見直していく。 									